

令和3年度

高畠町福祉ガイド



高畠町

福祉こども課

健康長寿課

町民課

社会福祉協議会



福祉ガイド目次

高齢者の福祉	在宅生活の支援が必要な方に	「食」の自立支援事業	4	
		介護機器貸付事業		
		あんしん見守りネットワーク事業		
		単身高齢者等除雪支援金交付事業		
	介護をしている家族の方々に	介護講習会	6	
		家族介護者交流事業		
		紙おむつ券給付事業		
	高齢者のための施設	防水シーツ贈呈事業	7	
		養護老人ホーム		
	介護保険	介護保険のしくみ	8	
		介護保険料	9	
		介護サービスを利用するまでの手順	10	
	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	11	
		一般介護予防事業	12	
地域包括支援センター	高齢者の総合相談	13		
	移動支援	14		
権利擁護事業		福祉サービス利用援助事業 成年後見制度利用支援事業	16	
その他の相談窓口	若者総合相談窓口		17	
	ひきこもり等相談窓口			
	虐待等相談窓口			
	自殺予防等相談窓口			
	生活困窮者自立支援事業			
	生活福祉資金			
	困りごと相談窓口			
法律相談		18		
要援護者支援事業	災害時に支援が必要な方に	避難行動要支援者名簿への登録		
障がい者(児)の福祉	障害福祉サービス・障害児通所支援	障害者総合支援法によるサービス	19	
		児童福祉法によるサービス		
		障害福祉サービスの利用手順		20
		障害福祉サービスの利用者負担		21
		自立支援医療の給付		
		補装具費の支給		
	地域生活支援事業	相談支援事業	22	
		コミュニケーション支援事業		
		日常生活用具給付事業		
		移動支援事業		23
		日中一時支援事業		
		地域活動支援センター事業		
		訪問入浴サービス事業		
重度障がい者(児)住宅改修費助成事業	24			
身体障がい者自動車改造費等助成金交付事業				
知的障害者職親委託制度事業				

障がい者 (児) の福祉	手帳の交付	身体障害者手帳	25
		療育手帳	
		精神障害者保健福祉手帳	
	在宅支援	紙おむつ券給付事業	26
		駐車禁止除外指定車標章の発行	
		身体障害者等用駐車施設利用証制度	
		ヘルプマーク	
	経済支援	障害者年金	27
		特別障害者手当・障害児福祉手当	
		重度心身障がい(児)者医療(㊟医療制度)	
		人工透析患者通院交通費助成事業	
	各種割引・減免制度 就労相談	在宅酸素療法者助成金交付事業	28
		運賃割引・デマンド交通	
		J R 運賃割引	
		タクシー料金の割引	
障がい者タクシー助成券			
航空運賃割引			
自動車税種別割及び環境性能割の減免			
有料道路通行料金の割引			
N H K 放送受信料の減免			
税金の控除			
子育て支援	置賜障害者就業・生活支援センター	32	
	ジパング倶楽部特別会員		
子育て支援	子育て支援	子育て世代包括支援センター	33
		屋内遊戯場「もっくる」	
		子育て支援センター	
		ファミリー・サポート・センター	
		一時預かり事業	
		子育て短期支援事業	
子どもの未来応援事業(サード)			
母子・父 子・児童 の福祉	児童福祉施設	保育園・認定こども園	36
		届出保育施設	37
		放課後児童クラブ	
	経済支援	高等職業訓練促進給付金	38
		ひとり親家庭生活応援給付金・住まい応援給付金・通学応援給付金	
		母子父子寡婦福祉資金	
		児童手当・児童扶養手当	
		特別児童扶養手当	
		子育て支援医療(㊤医療制度)	
		ひとり親家庭等医療(㊞医療制度)	
民生委員児童委員・主任児童委員	41		
老人福祉相談員・障害者相談員	43		
★高島町福祉マップ		45	
★高島町児童マップ		47	
★高島町児童施設入所状況		48	

高齢者の福祉 ～在宅生活の支援が必要な方に～

○「食」の自立支援事業【配食サービス】

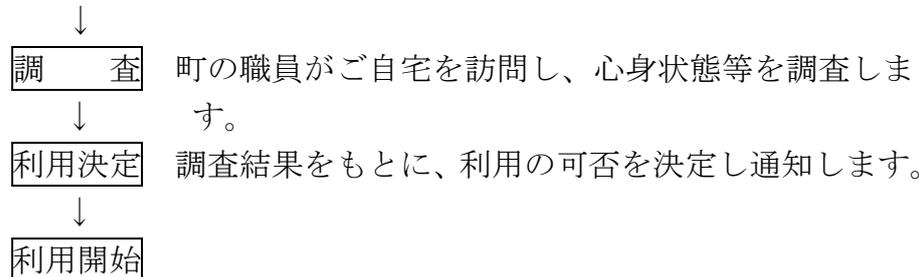
一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等の方が健康で自立した生活を送ることができるよう、自立支援に向けて心身状態や生活環境等に合わせた食関連サービスを調整し、必要に応じ配食サービスを利用できるように支援します。

実施事業所：NPO法人かたくりの会

利用料金：1食 300円(週5回まで)

内容：お昼の給食を届けて栄養面の不安を解消し、安否確認も行います。

利用手続：**申請** 健康長寿課地域包括ケア係に申請してください。



【問い合わせ先】 健康長寿課地域包括ケア係 電話 52-4495
担当の民生委員児童委員

○介護機器貸付事業（社会福祉協議会）

高島町社会福祉協議会では、障がいをもつ高齢者や重度障がい児・者の方が、在宅で過ごされる時必要な介護機器の無料貸出を行っています。

① 車椅子

日常生活で車椅子が必要な方にお貸しします。

貸与期間：12ヶ月です。再度申請すれば継続してお貸しします。

② 介護テーブル

起居不自由な方の負担を軽減するために、介護テーブルをお貸しします。

貸与期間：12ヶ月です。再度申請すれば継続してお貸しします。

【問い合わせ先】

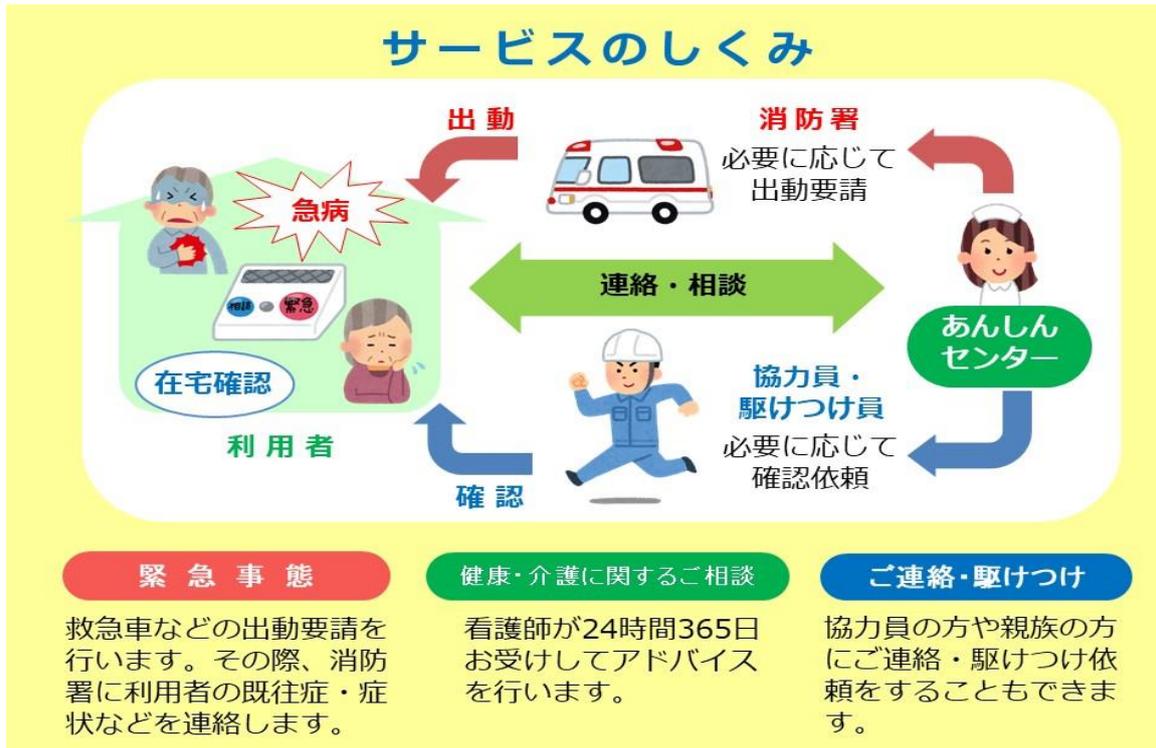
社会福祉協議会	電話 52-4486
地域包括支援センター（健康長寿課内）	電話 52-4495
福祉こども課地域福祉係	電話 52-3564
担当の民生委員児童委員	



○あんしん見守りネットワーク事業

日常生活で健康に不安のある一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯を対象に、気軽に健康や医療の相談、急病等への対応ができる見守り機器を設置します。

内 容：電話回線を通じて見守り機器を設置し、日常の健康や医療についての相談や、センターから月1回のお伺い電話を行います。また、家庭内で急病などの緊急事態になった時、見守り機器の緊急通報ボタンを押すことにより、あんしんセンターへ通報され協力員等による安否確認や消防署への出動要請を行います。



利用料金：

	利用料 (1ヶ月)	設置料(設置時のみ)
生活保護世帯	0円	0円
町民税非課税世帯	275円	1,100円
町民税課税世帯	550円	3,300円
所得税課税世帯	1,100円	5,500円

利用手続：申請 健康長寿課高齢者支援係に申請してください。

↓

利用決定 利用の可否を決定し通知します。

↓

利用開始

【問い合わせ先】

健康長寿課高齢者支援係
担当の民生委員児童委員

電話 52-4478

○単身高齢者等除雪支援金交付事業

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、身体障がい者のみで構成する世帯等で、親戚・近隣等からの協力を得られず除雪費の支払いが困難な低所得者に対し、冬期間の安全を図るため除雪費を支給します。

支給金額：年間3万5千円(上限)

支給要件：年間収入 単身高齢者120万円未満、高齢者夫婦世帯180万円未満

【問い合わせ先】 健康長寿課高齢者支援係 電話 52-4478
担当の民生委員児童委員

高齢者の福祉 ～介護をしている家族の方々に～

○介護講習会

高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護方法や介護者の健康づくり等についての教室を開催します。

【問い合わせ先】 健康長寿課地域包括ケア係 電話 52-4495

○家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族のリフレッシュや介護者相互の交流を図ります。

【問い合わせ先】 健康長寿課高齢者支援係 電話 52-4478
社会福祉協議会 電話 52-4486

○紙おむつ券給付事業

在宅で介護を受けており常時おむつが必要な方に、月額3,500円分の紙おむつ券を給付します。1割(350円)の自己負担があります

支給対象者：介護保険で要介護1以上と認定された方で、常時紙おむつを使用している方

支給対象外：①介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、有料老人ホーム等の施設に入所している方
②夜間だけの使用、安心のための着用

【問い合わせ先】 健康長寿課高齢者支援係 電話 52-4478
担当の民生委員児童委員

○防水シート贈呈事業

在宅で生活されている寝たきり等の方に、防水シートを毎年1枚差し上げています。

支給対象者：介護認定で要介護4または要介護5と認定された方で、在宅で暮らしている方

【問い合わせ先】 社会福祉協議会 電話 52-4486
福祉子ども課地域福祉係 電話 52-3564
担当の民生委員児童委員

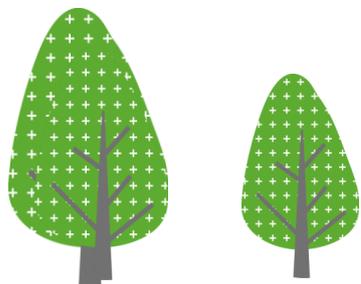
高齢者の福祉 ～高齢者のための施設～

○養護老人ホーム

65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な方が入所する施設です。

近隣の施設：南陽やすらぎ荘(南陽市)
星の村(米沢市)
蔵王長寿園(上山市)

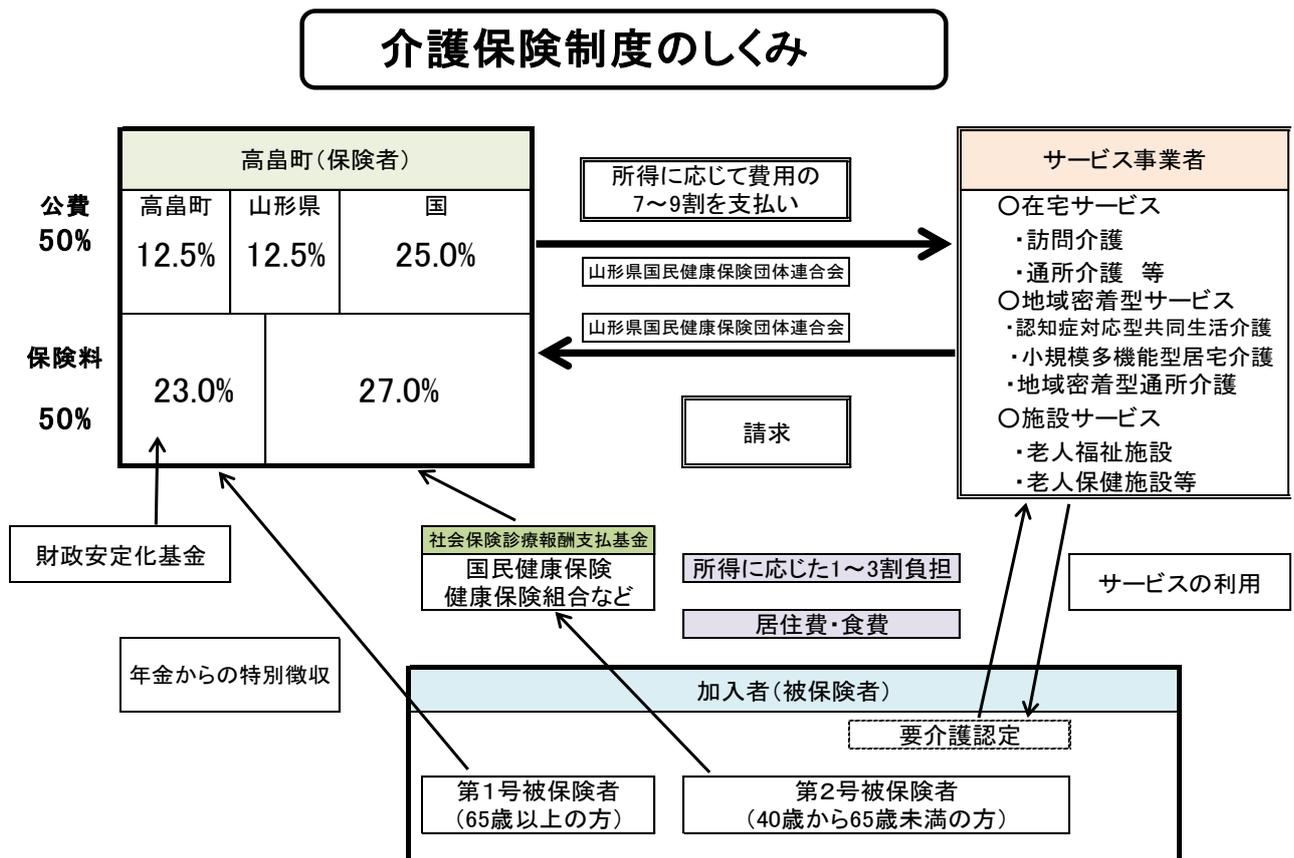
【問い合わせ先】 健康長寿課高齢者支援係 電話 52-4478



高齢者の福祉 ～介護保険～

○介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を出し合い、介護が必要になったときには、介護サービスを利用できる制度です。



【用語の説明】

- 高島町(保険者)は、一定の要件に該当する方を介護保険に加入してもらい、保険料の徴収などを行うとともに保険料収入や国からの負担金等を財源に、介護保険財政の適正な運営を図りながら、保険給付を行います。
- 国は、介護保険事業の運営が円滑に行われるよう、サービスが健全に提供されるよう措置を講じます。
- 山形県は、介護保険事業の円滑な運営がなされるよう高島町に対して、援助します。
- 加入者(被保険者)とは、介護保険給付が発生した場合に、給付を受ける者をいいます。
- 第1号被保険者(65歳以上の方)とは、加入者(被保険者)であり65歳以上の方をいいます。
- 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)とは、加入者(被保険者)であり40歳以上65歳未満の方で、医療保険加入者をいいます。

○介護保険料

保険料は、介護保険制度を運営していくための大切な財源です。介護が必要となったとき、安心してサービスを受けられるよう、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源は、公費が50%、保険料が50%で成り立っています。保険料のうち21%が65歳以上の方が納める保険料です。

納めて安心・介護保険料

●保険料は大切な財源です

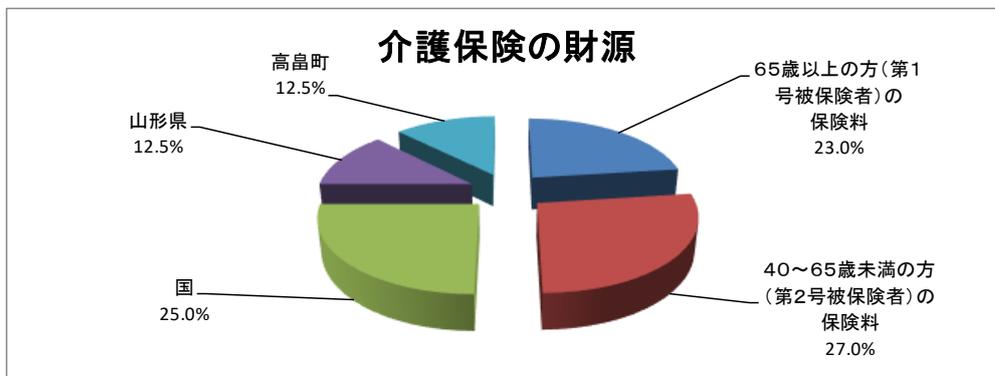
みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。

介護保険のサービスが必要になったとき安心して利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

●介護保険の財源

財源は公費が50%、保険料が50%で成り立っています。

保険料のうち23%が65歳以上のみなさんが納める保険料です。



※令和3年度から令和5年度の割合です。

保険料の他に介護サービスを利用した場合、サービスの利用者負担(1~3割)があります。

●あなたの保険料は？

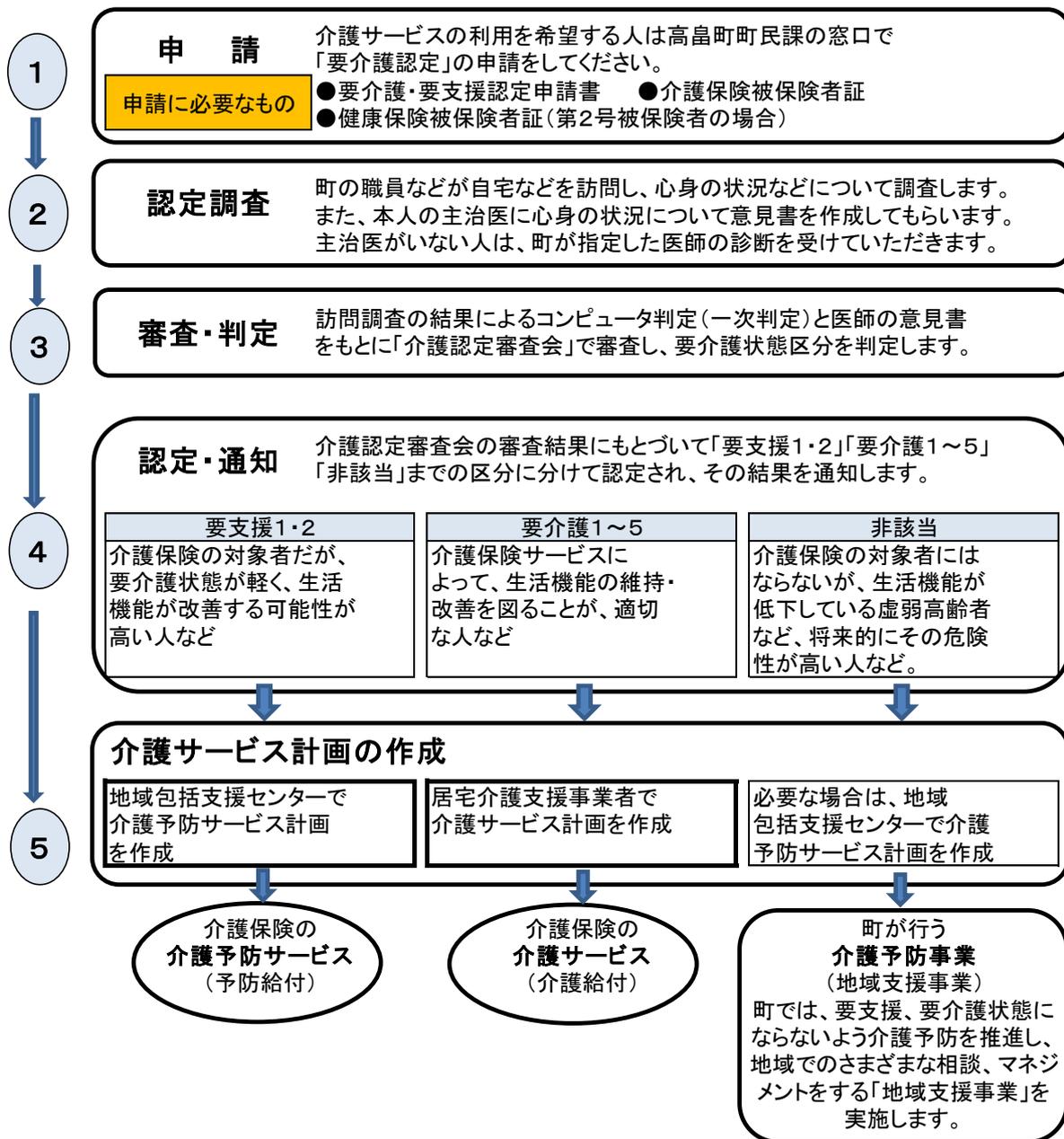
【令和3年度から令和5年度までの高島町の65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料】

	段階	対象者	保険料率	保険料年額
				(月額)
本人が住民税非課税	第1段階	生活保護受給者等、または住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.3	21,240円 (1,770円)
	第2段階	住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.5	35,400円 (2,950円)
	第3段階	住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.7	49,560円 (4,130円)
	第4段階	住民税課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	63,720円 (5,310円)
	第5段階	住民税課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.0	70,800円 (5,900円)
本人が住民税課税	第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	84,960円 (7,080円)
	第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	92,040円 (7,670円)
	第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	106,200円 (8,850円)
	第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上510万円未満の方	基準額×1.6	113,280円 (9,440円)
	第10段階	前年の合計所得金額が510万円以上の方	基準額×1.9	134,520円 (11,210円)

○介護サービスを利用するまでの手順

介護サービスを利用するまでの手順

介護が必要になったら、要介護認定を受けて介護サービス・介護予防サービスを利用します。
 介護サービスを利用するには、町に申請して要介護認定を受ける必要があります。
 介護サービスを利用するまでの流れは以下のようになっています。



問い合わせ先

町民課介護保険係

☎52-1288

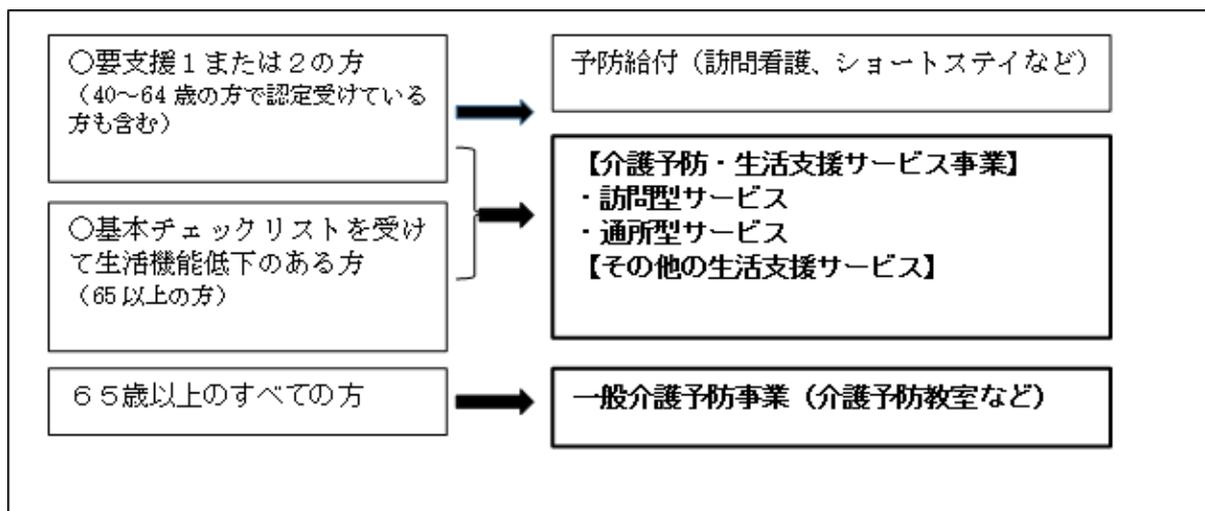
地域包括支援センター(健康長寿課内)

☎52-4495

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは・・・町主体で行う地域支援事業のひとつとして65歳以上の方を対象にその人の状態や必要性にあわせたさまざまなサービスなどを提供する事業です。

要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる人が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上のすべての方が利用できる一般介護予防事業を行い、介護予防と日常生活の自立を支援します。



○介護予防・生活支援サービス事業

【1】介護予防サービス：『訪問型サービス』と『通所型サービス』があります。

対象者：①要支援1または2の認定を受けている方

②基本チェックリスト（問診票）で事業対象者

サービスの種類	説明	内容
訪問型サービス (ホームヘルパー)	従来の介護予防訪問介護と同様のサービス	ホームヘルパー等による身体介護や生活援助を行います
訪問型サービスC	訪問による専門職が行う短期集中予防サービス	自宅に訪問して行う生活機能を改善するための運動・栄養・口腔の支援
通所型サービス (デイサービス)	従来の介護予防通所介護と同様のサービス	入浴などの日常生活の支援や機能訓練などを行います。
通所型サービスA	緩和した基準による通所型サービス	介護予防の運動やレクリエーションなどを行います。
通所型サービスB	住民主体の通いの場	地域の住民が主体となり、誰でも集える場。
通所型サービスC	専門職等が行う短期集中予防サービス	生活機能を改善するための運動・栄養・口腔の支援。

※基本チェックリスト（問診票）は町健康長寿課で行っています。

【2】生活支援サービス：配食サービス

対 象 者：要支援1～2または基本チェックリスト該当者かつ単身世帯または高齢者夫婦世帯等に対して栄養改善と見守りを含めた配食サービス

○一般介護予防事業

65歳以上の方を対象に、体力測定や筋力づくり、ストレッチなどの運動を行います。コースによって、曜日や回数などは異なります。

教室名	開催場所	開催期間、回数等
げんきアップ運動教室	置賜スポーツ交流プラザ湯るっと/げんき館	週1回 3ヵ月間×2コース (予定)
そく彩スポーツクラブ	高畠町営体育館	5月～11月 全14回

※詳しい日程や募集状況は、随時広報等にてお知らせしています。

【問い合わせ先】 健康長寿課高齢者支援係 電話 52-4478



高齢者の福祉 ～地域包括支援センター～

高齢者の皆さんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から相談、支援をする機関です。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などが中心となって、互いに連携をとりながら高齢者のみなさんの支援を行います。

○高齢者の総合相談

- ・介護に関する相談
- ・健康や福祉サービスに関すること
- ・医療や生活に関すること

○みんなの権利を守ります。

安心して生き生きと暮らせるよう、みなさんの持つ様々な権利を守ります。

- ・虐待の防止、早期発見
- ・成年後見制度の紹介
- ・消費者被害などの相談

○在宅での自立した生活ができるよう支援します。

- ・高齢者のみなさんの今の状態に合わせた介護予防の支援を行います。
- ・要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。
- ・支援や介護が必要となるおそれの高い人や在宅生活に支援が必要な人は、介護予防事業等を利用できます。

○さまざまな機関と連携し、皆さんの暮らしを支援します。

地域での安心した暮らしを支援するため、地域のケアマネージャーの支援や指導、医療機関との連携、さまざまな関係機関とのネットワークをつくり、調整します。

○認知症になっても安心して地域で暮らし続けられるよう支援します。

- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・高齢者等見守り・徘徊SOSネットワーク事業（地域見守り支援システム・事前登録システム・徘徊SOSシステム）
- ・認知症初期集中支援推進事業

【問い合わせ先】

地域包括支援センター（健康長寿課内）

電話 52-4495

デマンド交通

利用者が事前に乗りたい場所や時間を予約して、乗り合いによってそれぞれの目的地まで移動する公共交通システムです。

①利用条件

事前に利用登録していただければ、どなたでもご利用可能です。ただし、ご自身で乗り降りが可能な方に限らせていただきます。

②運行地域

高島町内。 町内なら、玄関から玄関まで乗ることができます。

③運行時間 8：00～16：00便（年末年始は運休）

※年末年始の運休日程は予約センターにご確認ください。

④利用料金 高島町民と町民以外の方で利用料金区分が違います。

<高島町民>

<1> 一般（中学生以上）・・・・・・・・・・500円

<2> 高齢者（満75歳以上）・・・・・・・・・・400円

<3> 満65歳以上の運転経歴証明書所持者・・400円

<4> 障害者手帳所持者・・・・・・・・・・300円

<5> 小学生・・・・・・・・・・300円

※1：未就学児は無料です（保護者同伴での乗車をお願いします）

※2：<2>～<4>の方は、健康長寿課（げんき館）で利用区分証発行（割引き）の手続きが必要です。

<高島町民以外>

町民以外（小学生以上）・・・・・・・・・・500円

※1：未就学児は無料です（保護者同伴で乗車をお願いします）

⑤電話またはFAXで予約 受付時間 7時～16時（年末年始は休み）

利用したい運行時間の1時間前までに予約センターに、

- ・利用する方のお名前
- ・自宅の電話番号（携帯電話番号）
- ・利用したい運行時間
- ・乗車場所（どこから）～目的地（どこまで）をお伝えください。

予約センター 電話 51-1255 FAX 51-1256

※予約の際の注意点

○朝8：00便は、前日の16：00までに予約をお願いします。

○予約の変更・キャンセルは、すぐに予約センターに連絡をお願いします。

○無断キャンセルは、運行の支障や乗り合いのお客さまへのご迷惑にもなりますので、必ず予約センターに連絡をお願いします。

⑥注意事項

- 定員がありますので予約状況によっては、ご希望の時間に利用できない場合があります。
- 他のお客さまと乗り合い乗車になるため、未就学児およびご自身で乗り降りできない方（付き添いがいれば可）、泥酔している方はご利用をお断りいたします。
- ペット連れの乗車はできません。
- 道路混雑や気象状況等によって、お迎えの時間、目的地への到着時間が遅れることがあります。出発・到着時間には余裕をもって利用してください。

【問い合わせ先】 健康長寿課高齢者支援係 電話 52-4478



権利擁護事業

○ 福祉サービス利用援助事業

判断力が十分でない方や、自分の判断能力に不安のある方は、自らの判断で適切にサービスを選べなかったり、契約ができなかったりすることがあります。

そのような方々が、個人の尊厳と意志決定を保持され地域で安心して暮らせるよう、生活支援員が福祉サービスのお手伝いや、福祉サービス利用料の支払いなど日常的な金銭管理のお手伝いなどをさせていただきます。

- 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談、アドバイス
- 福祉サービスを利用するときの利用手続きのお手伝い
- 日常的な金銭の出し入れのお手伝い
- 利用している福祉サービスについて苦情があるとき、苦情解決制度を利用するお手伝い

利用料：1回 1,500円（概ね1時間程度）

【問い合わせ先】	社会福祉協議会	電話	52-4486
	福祉子ども課地域福祉係	電話	52-3564
	担当民生委員児童委員		

○成年後見制度利用支援事業

判断力が十分でない方（認知症、知的障がい、精神障がいなどを持っている方など）が財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を選任してもらう制度（成年後見制度）の利用を支援します。

《支援の内容》

- ①後見開始等の審判の申立てに関する支援
- ②収入印紙代、鑑定料等の申立てに要する費用の負担
- ③成年後見人等に対する報酬の支払いに要する費用の助成

※支援をうけるため、それぞれに要件があります。

【問い合わせ先】	福祉子ども課地域福祉係	電話	52-3564
	福祉子ども課障がい者福祉係	電話	52-4473
	健康長寿課地域包括ケア係	電話	52-4495



その他の相談窓口

○若者総合相談窓口

幅広い分野にまたがる若者の問題に、様々な機関と連携し相談に応じます。「働くことが不安」「子供の将来が心配」などお悩みをお持ちの方は、ご連絡ください。

お悩みをお伺いした後、問題解決のため一人ひとりに寄り添いながらサポートさせていただきます。

【相談窓口】 福祉子ども課子ども若者支援係 電話 52-2864

○ひきこもり等相談窓口

様々な機関と連携し、ひきこもり*の問題を抱える本人や家族からの相談に応じます。

※ひきこもり・・・様々な要因の結果として社会的参加を回避し、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

【相談窓口】 福祉子ども課子ども若者支援係 電話 52-2864

○虐待相談窓口

虐待に関する相談は年々増加しており、また内容も複雑で多岐にわたっています。児童・高齢者・障がい者を虐待から守るために、早期発見に努め、虐待対応を一元化し総合的な家族支援を行います。少しでも「虐待かな…?」と心配になったら、ためらわずご相談ください。

【相談窓口】

児童の虐待 福祉子ども課子ども若者支援係 電話 52-2864

障がい者の虐待 福祉子ども課障がい者福祉係 電話 52-4473

高齢者の虐待 健康長寿課地域包括ケア係 電話 52-4495

○自殺予防等相談窓口

自殺により全国で年間2万人を超える尊い命が失われています。大切な命を自殺から守るために、講演会や研修会、ゲートキーパー養成講座などを開催し、こころの健康づくり、自殺予防対策を図っていきます。

【相談窓口】 福祉子ども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○生活困窮者自立支援事業

働きたくても働けない、税金や公共料金が払えない、家計管理が出来ないなど、相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

【問い合わせ先】 社会福祉協議会 電話 51-1008

○生活福祉資金

他の貸付制度を利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、社会福祉協議会が窓口になって、無利子または低利子で資金の貸付けを行う制度です。

【問い合わせ先】 社会福祉協議会 電話 51-1008

○困りごと相談窓口

悩み事を聞いて欲しい、どこに相談したらいいかわからないなど、日常生活の困りごとの相談をお受けします。

【問い合わせ先】 社会福祉協議会 電話 51-1008
福祉こども課地域福祉係 電話 52-3564

○法律相談

借金、相続、離婚、損害賠償など、法律に関わることで困っている方の相談を、弁護士が無料でお受けします。※要予約

【問い合わせ先】 社会福祉協議会 電話 51-1008

要支援者支援事業 ～災害時に支援が必要な方に～

○避難行動要支援者名簿への登録

災害が発生した時、自力で避難することが困難で、支援を必要とする方々を「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害時の安否確認など、要支援者の生命または、身体を守るために「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

登録対象者：①75歳以上の一人暮らしの高齢者

②75歳以上の高齢者のみの世帯

③要介護3～5を受けている人

④身体障害者手帳1、2級の第1種を所持している単身世帯の方

⑤療育手帳Aを所持している方

⑥精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している単身世帯の方

⑦町の生活支援を受けている難病患者の方

⑧自治会や民生委員や児童委員が支援を必要と認めた方や自力での避難が困難で支援を希望する方

【問い合わせ先】 福祉こども課地域福祉係 電話 52-3564
担当の民生委員児童委員

障がい者(児)の福祉 ～障害福祉サービス・障害児通所支援～

障がい者(児)がその能力や適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むために必要なサービスを、障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい及び難病※)にかかわらず、一元的に提供し、障がいのある人々の自立を支えます。

○障害者総合支援法によるサービス

サービス体系	サービス種別	対象者
訪問系サービス	居宅介護	障がい者・障がい児
	重度訪問介護	障がい者
	同行援護	障がい者・障がい児
	行動援護	障がい者・障がい児
	短期入所	障がい者・障がい児
	重度障がい者等包括支援	障がい者・障がい児
	自立生活援助	障がい者
日中活動系サービス	療養介護	障がい者
	生活介護	障がい者
	自立訓練(機能訓練)	障がい者
	自立訓練(生活訓練)	障がい者
	就労移行支援	障がい者
	就労継続支援A型	障がい者
	就労継続支援B型	障がい者
	就労定着支援	障がい者
居住系サービス	施設入所支援	障がい者
	共同生活援助(グループホーム)	障がい者
地域相談支援	地域移行支援	障がい者
	地域定着支援	障がい者

○児童福祉法によるサービス

サービス体系	サービス種別	対象者
障害児通所支援	児童発達支援	障がい児(未就学児)
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児
	医療型児童発達支援	障がい児
	放課後等デイサービス	障がい児(就学児)
	保育所等訪問支援	障がい児

○障害福祉サービスの利用手順

①サービス利用申請

町に障害福祉サービス又は障害児通所支援利用の相談・申請をします。

②障害支援区分認定調査による判定（一次判定）

心身の状況を総合的に判定するために次の内容で調査を行います。

- ・アセスメント調査…障がいの多様な特性その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを確認する調査
- ・概況調査…日中活動の状況、本人・家族・介護者の状況、サービス利用意向、居住環境などに関する調査
- ・その他の特記事項…調査で把握しきれない本人の状況についての調査

③審査会による判定（二次判定）・障害支援区分の認定

障がい保健施策に詳しい様々な分野の委員で構成された障害支援区分判定審査会によって、二次判定が行われます。（一次判定結果、医師意見書、特記事項をもとに障害支援区分を認定します。）

※障害支援区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に表す区分であり、区分1から区分6までの6段階で認定されます。（児童は短期入所のみ区分1から区分3まで、調査のみで認定）

④勘案事項調査・サービス利用意向の聴取

町は、障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、地域生活、介護者、居住、日中活動、就労などの状況を把握する勘案事項調査を行うとともに、申請者のサービス利用意向を聴取します。

⑤サービス等利用計画案の提出依頼

障がいのある方が自立した日常生活の支援を効果的に行うため、心身または家族などの状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等が提供されるよう作成するものです。

⑥支給決定・受給者証交付

町は、勘案事項調査や審査会の意見、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、支給決定を行い、申請者に受給者証を交付します。

⑦サービス利用開始

※ 障害福祉サービスは、日常生活を支えるための介護を受ける場合には「介護給付」、日常生活向上のための訓練や、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを受ける場合は「訓練等給付」、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援を受ける場合は「地域相談支援給付」に位置付けられ、それぞれ利用までの流れが異なります。

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○障害福祉サービスの利用者負担

原則費用の1割負担となります。(本人及び配偶者又は世帯の住民税課税状況、本人の収入に応じて負担上限額を設定)

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○自立支援医療の給付

指定の医療機関で更生医療、精神通院医療、育成医療を受ける障がい者に対し、医療費の軽減を行います。

対 象 者：更生医療／身体障害者手帳をお持ちの満18歳以上の方で、手術等によって障がいの軽減が見込まれる方
精神通院医療／精神障がいがあり、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態にある方
育 成 医 療／身体に障がいのある18歳未満の児童で手術等によって障がいの改善が見込まれる方

利用者負担：原則医療費の1割(受診者の世帯の市町村民税の課税状況、本人の収入、高額治療継続者等に応じて負担上限額が異なります。)同一医療保険加入者を生計同一世帯とします。

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○補装具費の支給

身体機能を補完または代替し、長時間にわたり継続して使用されるもの(義肢、装具、車椅子、補聴器、歩行器など)に対する補装具費の支給を行います。

貸与の場合は、座位保持装置構造フレーム、歩行器、座位保持椅子、重度障害者用意思伝達装置(本体)の4種目と完成用部品が対象となります。

対 象 者：障がい者、障がい児で装具の希望をする方

利用者負担：原則基準額の1割負担(本人及び配偶者又は世帯の市町村民税の課税状況、収入に応じて負担上限額が異なります。)

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473



障がい者(児)の福祉 ～地域生活支援事業～

障がい者(児)が、安心して暮らせる社会を目指し、障がい者(児)の能力や適正に応じた自立した暮らしを営むことができるよう支援していきます。

○相談支援事業

障がい者(児)、その保護者、介護者からの相談に応じ、情報提供等や、権利擁護のために必要な援助を行います。

実施事業所：ライフサポート「とまり木」	電話	40-4055
相談支援事業所「あずさ」	電話	24-4335
サポートセンター「ゆい」	電話	52-0558
ライフアップ「竹とんぼ」	電話	52-0065

○コミュニケーション支援事業

公的機関における各種手続、医療機関での受診、社会参加等において、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)の意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行います。

【問い合わせ先】 福祉子ども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○日常生活用具給付事業

日常生活上の不便を解消し、自立や社会参加を支援し、安全、安易に使用できる用具(ストマ用装具、透析液加温器、たん吸引器、特殊寝台、頭部保護帽等)の給付を行います。

対象者：障がい者(児)で用具の希望をする方

(障がい部位、等級により使用できる用具に制限があります)

利用者負担：原則基準額の1割負担(本人及び配偶者又は世帯の市町村民税の課税状況・収入に応じて負担上限額が異なります。)

【問い合わせ先】 福祉子ども課障がい者福祉係 電話 52-4473



○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

対 象 者：重度視覚障がい・知的障がい・全身性障がい・精神障がいのある方

利用者負担：1割

事業種類：

事業種類	利用頻度（上限）	事業内容
個別支援型	月15時間	マンツーマンによる支援
グループ支援型	月15時間	複数人同時支援で支援者1人 対利用者5人まで可能
その他	月46回（1日2回まで）	通所・通学用

※事業所により実施している種類が異なります。

【問い合わせ先】 福祉子ども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○日中一時支援事業

障がい者（児）を在宅で介護している家族等の負担軽減を図るため、一時的に見守りが必要な障がい者（児）に対し、日中における活動の場を提供する支援を行います。

対 象 者：身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方

利用者負担：1割

【問い合わせ先】 福祉子ども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○地域活動支援センター事業

地域で生活する障がい者の日常生活や相談への対応、創作的活動や生産活動を行い、社会復帰や社会参加などを支援します。

実施事業所：ライフサポート「とまり木」 電話 40-4055

「花工房」 電話 43-4075

○訪問入浴サービス事業

自宅での入浴介助が困難である重度身体障がい者（児）へ訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を支援します。

対 象 者：身体障害者手帳1級又は2級で自宅で家族による入浴介助が困難な方で、介護保険制度による訪問入浴介護を受けることができない方。障がい児にあっては、居宅介護等の他のサービスを利用しての入浴が困難な方

利用者負担：1割

【問い合わせ先】 福祉子ども課障がい者福祉係 電話 52-4473

実施事業所：「きらり」 電話 31-2228

○重度障がい者（児）住宅改修費助成事業

住宅の重度身体障がい者（児）が住環境の改善を行う場合、購入費及び改修工事費を給付します。

助成対象改造工事：手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への取替え等

対 象 者：下肢、体幹、脳移動障害を有し、障害等級3級以上の学齢児以上の方で、かつ在宅の方。（特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上）

※65歳以上の方は、介護保険制度で適用となります。

助 成 額：原則1回。限度額20万円 原則1割負担（所得に応じて負担上限額が異なります。）

ご 注 意：既に改修したものは対象外となります。

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○身体障がい者自動車改造費等助成金交付事業

身体障がい者が自ら運転するため、または在宅の身体障がい者を介護するため、車いす使用者に配慮した自動車への改造、自動車の購入経費の助成をします。

対 象 者：本人運転の場合…上肢障害、下肢障害、体幹機能障害のある方で、運転免許証を所持する方

介護者運転の場合…下肢障害1～2級、移動機能障害1～2級、体幹機能障害1～3級の方

助 成 額：改造する場合……改造に要する経費の2分の1の額または20万円のいずれか低い額

新車購入の場合……改造のない同型車との差額の2分の1の額または20万円のいずれか低い額

中古車購入の場合…購入価格の10分の1の額または5万円のいずれか低い額

ご 注 意：過去にこの助成を受けた方は、5年を経過しないと再度受けることはできません。

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○知的障害者職親委託制度事業

知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うものです。

- ・知的障がい者を受け入れる職親は、登録が必要です。（職親登録）
- ・職親になり、知的障がい者を受け入れた場合は、委託費が支給されます。

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

障がい者(児)の福祉 ～手帳の交付～

○身体障害者手帳の交付

身体に永続的な障がいがあり、その障害程度が身体障害者程度等級表に該当する方に、各種障がい者福祉制度が受けられるよう手帳を交付しております。

必要なもの：申請書、診断書、写真、印鑑

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○療育手帳の交付

知的障がい者に対して、一貫した指導相談や支援を受けやすくするため、療育手帳を交付しています。

必要なもの：申請書、写真、印鑑

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がいにより長期にわたって日常生活に制約がある方が、社会復帰や自立、社会参加に向け、各種の支援を受けやすくするためのものです。

申し込み：申請書、(精神障がいを事由とした)年金証書の写し又は診断書、写真、印鑑が必要です。

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473
受診医療機関

障がい者(児)の福祉 ～在宅支援～

○紙おむつ券給付事業

在宅で常時おむつが必要な方に、月額3,150円分の紙おむつ券を年度内分給付します。

支給対象者：①身体障害者手帳を所有し、次の障がいに該当する満3歳以上の方
・肢体不自由(上肢・下肢・体幹) 1・2級
・脳原性運動機能障害(上肢・移動) 1・2級
②療育手帳を所有し、判定「A」に該当する方
③精神保健福祉手帳1級を所有する方

支給対象外：①施設に入所している方
②夜間だけの使用、安心のための着用
③介護保険制度が適用になる方

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○駐車禁止除外指定車標章の発行

歩行困難な方が使用する車の場合、必要やむをえない場合に限り駐車禁止の場所にも駐車することができるよう、県公安委員会より駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

下 肢	4 級以上	} かつ、歩行困難な方
体 幹	4 級以上	
内 部	3 級以上	
平 衡	3 級以上	
視 覚	2 級以上	

本人運転／本人所有の車

家族運転／本人または同居の家族所有の車で、通院・通勤するもので送迎するためにやむをえない方

必要なもの：手帳・印鑑・車検証・免許証

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 5 2 - 4 4 7 3

○身体障害者等用駐車施設利用証制度

公共施設や民間施設に設けられている車いす使用者駐車場施設について、利用証を交付することで適正な利用を促進していきます。

対 象 者：身体障害がい者／視覚 4 級以上、上肢 2 級以上
下肢 6 級以上、体幹 5 級以上
脳原性上肢 2 級以上、
脳原性移動 6 級以上
内部 4 級以上、免疫 4 級以上

知的障がい者／療育手帳区分「A」

高齢者で介護保険の「要介護 1」以上、難病の方

※ 上記のほか、妊産婦の方、けがをしている方も一定の期間について交付を受けられます。

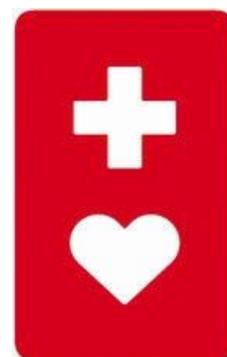
【問い合わせ先】 置賜総合支庁地域保健福祉課 電話 2 6 - 6 0 2 8
福祉こども課障がい者福祉係 電話 5 2 - 4 4 7 3



○ヘルプマーク

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、「席をゆずる」「困っているようであれば声をかける」など、思いやりのある行動をお願いします。

配 布 先：福祉こども課、総合支庁、県庁



【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 5 2 - 4 4 7 3

○心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者に万が一(死亡、重度障がい)のことがあった時、残された障がい者に終身一定額の年金が支給される制度です。

【申し込み】 福祉こども課障がい者福祉係

電話 52-4473



障がい者(児)の福祉 ～経済支援～

○障害者年金(20歳以上で老齢年金を受給していない方)

国民年金/町民課住民年金係へご相談ください。

電話 52-1345

厚生年金/米沢年金事務所へご相談ください。

電話 22-4220

○特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅の重度障がい者(児)に対し、その重度の障がいのために生ずる特別の負担の手助けとして手当を支給するものです。

対 象 者：日常生活において常時介護を必要とし、定められた2つ以上の重い障がいを持つ在宅の重度障がい者・児(20歳未満)本人に対し支給されます。

支 給 の 内 容：次に当てはまる場合は手当での支給が制限されます。

- 1 障がい者(児)又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年度所得が一定以上ある時
- 2 障がい者(児)が、通所施設、養護学校の寄宿舎等を除く施設に入所しているとき、3カ月以上入院しているとき
- 3 児童が、障がいを理由にした他の公的年金を受けている場合(供給制限)

支 給 額：特別障害者手当 月額 27,350円

障害児福祉手当 月額 14,880円

支 給 月：毎年2, 5, 8, 11月の4回

【問い合わせ先】 置賜総合支庁こども家庭支援課

電話 26-6027

福祉こども課障がい者福祉係

電話 52-4473

○重度心身障がい(児)者医療(㊦医療制度)

障がいを持つ方の医療費を助成する制度です。医療機関の窓口で重度心身障がい(児)者医療証と健康保険証を提示することにより助成が受けられます。

対 象 者：市町村民税所得割235,000円以下で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1、2級所持者
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給権者
- ・精神障がい者で、恩給法の特別項症及び第1項症、その他公的年金各法の障害等級1級受給権者
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1級程度の者及び別表第1程度の20歳以上の者

【問い合わせ先】 町民課医療給付係 電話 52-1327

○人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析を受けるために医療機関への通院に要した交通費(自家用車の燃料代を含む)の一部を年間2回に分けて助成します。

対 象 者：腎臓機能障害の身体障害者手帳を受けている方で人工透析療法を受けている方

助 成 額：通院交通費(鉄道等の交通機関を利用した場合は、その運賃の額。自家用車による場合は、1kmあたり15円で計算した額)の実支出額と次に定める基準額を比較していずれか低い額。

助 成 内 容：

通 院 距 離(往復)	基 準 月 額
15km未満	1,500円
15km以上30km未満	2,000円
30km以上	3,000円

【問い合わせ先】 福祉
こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○在宅酸素療法者助成金交付事業

在宅酸素療法を行っている呼吸器機能障害の方に、酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部を年間2回に分けて助成します。

対 象 者：呼吸器機能障害で身体障害者手帳3～5級を所持し、かつ重度心身障がい(児)者医療制度を受けていない方。

助 成 金 額：月額1,600円

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473



障がい者(児)の福祉 ～各種割引・減免制度・就労相談～

○運賃割引 <山形交通、庄内交通>

身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた方は、手帳提示により運賃が割引になります。

- ・身体障害者手帳第1種…本人・介護人とも規定料金の5割引
- ・身体障害者手帳第2種…本人のみ規定料金の5割引
- ・療育手帳A…本人・介護人とも規定料金の5割引
- ・療育手帳B…本人のみ規定料金の5割引

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473
(詳しくは各バス会社までご連絡ください。)

<デマンド交通>

身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付を受けた方は利用料金が500円から300円に割引になります。利用する際は事前にげんき館で割引証の登録・申請が必要です。

(本誌13ページに詳しく記載があります。)

予約：デマンド予約センター	電話	51-1255
---------------	----	---------

【問い合わせ先】 健康長寿課高齢者支援係 電話 52-4478

○JR運賃割引

切符を購入する際に療育手帳又は身体障害者手帳を提示することで運賃が割引になります。

割引内容：(単独で利用する場合)JR片道100kmを超える場合に、乗車券が5割引

(身体障害者手帳第1種の方又は療育手帳Aの方とその介護者が利用する場合)乗車券・回数券・急行券・定期券が共に5割引
(12歳未満の障がい者とその介護者が利用する場合)介護者の乗車券・定期券が5割引

備考：介護者は1名に限ります。

さらに、JR東日本の「ジパング倶楽部」を利用すると、特急券・座席指定券などを2～3割引で購入できます。(男性60歳、女性55歳以上)

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473
(詳しくはJRまでご連絡ください。)

○タクシー料金の割引

身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた方は、手帳提示により料金が1割引になります。

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473
(詳しくは各タクシー会社までご連絡ください。)

○障がい者タクシー助成券

障がい者に対するタクシー利用料金の一部を助成します。

対 象 者：①身体障害者手帳を所有し、個別等級が次の障がい等級に該当する方

・肢体不自由（下肢）1～4級

※左下肢5級と右下肢5級で合算して4級となる場合は対象

・脳原性運動機能障がい 1～4級

・肢体不自由（体幹）1～3級

・視覚障がい 1・2級

・呼吸器障がい 1～3級

②療育手帳を所有し、判定「A」に該当する方

③精神保健福祉手帳1・2級を所有する方

対 象 外：施設等に入所又は病院等に長期間入院している方

助 成 内 容：利用券は年間24枚つづりで、1枚につき500円を助成

※交付の時期によって、利用券枚数が異なります。

協 力 先：まほろば合同タクシー／羽山観光タクシー／みつわタクシー／
どんぐり／タスカル／山形コアラ／
あんず福祉タクシー／三友医療／介護タクシーつばさ／
福祉タクシーひまわり

持 ち 物：手帳、印鑑

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

○航空運賃割引

発券窓口で手帳を提示することで運賃が割引になります。

対 象 者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている方

割 引 内 容：国内線航空運賃の割引(割引率：約37% 航空会社・路線によ
って多少異なります。)

本人及び介護者(1名まで)が割引となります。

そ の 他：手帳所有者が3歳以上12歳未満の場合—— 介護者のみ割引
座席を使用しない3歳未満の場合———— 割引対象外

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473

(詳しくは各航空会社までご連絡ください。)

○自動車税種別割(旧：自動車税)及び環境性能割(旧：自動車取得税)の減免

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方が所有する自動車で、身体障がい者が自ら運転する場合、若しくは身体障がい者と生計を同じくする方が、身体障がい者の通院等のために運転する場合に、自動車税種別割及び環境性能割が減免になります。(等級要件あり)
 - ②療育手帳Aと判定された方と生計を同じくする方が、知的障がい者の通院等のために運転する場合に、自動車税種別割及び環境性能割が減免になります。
 - ③精神保健福祉手帳1級保持者であり、通院医療受給者番号のある者と生計を同じくする方が、障がい者の通院等のために運転する場合に、自動車税種別割及び環境性能割が減免になります。
- ※家族運転の自動車の場合は、証明書が必要となります。(住民票謄本、通院証明書、車検証、障害者手帳、免許証、印鑑、購入時は見積書を添付)
- ③については置賜総合支庁置賜保健所で発行します。

【問い合わせ先】 自動車税種別割：置賜総合支庁税務課
(軽自動車は、町税務課 電話 52-4477)
環境性能割：村山総合支庁課税課分室

○有料道路通行料金の割引

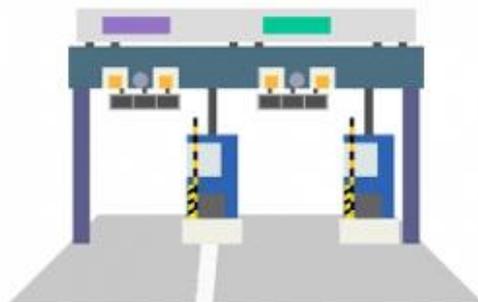
身体障害者手帳または療育手帳Aの交付を受けている方が事前に申請することで、有料道路事業者所管の有料道路を走る際に通行料金が5割引になります。
車の所有者：本人、同居の家族

(上記の方が所有していない場合は日常的に介護している方)

- ・身体障がい者が自ら運転する場合
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方を乗せて、同居の介護者が運転する場合(等級要件あり)
- ・療育手帳Aの交付を受けている方を乗せて、介護者が運転する場合

必要なもの：手帳・印鑑・車検証・免許証 (ETC利用の場合、証明書・カードなどが必要)

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 52-4473



山形県身体障害者福祉協会 電話 023-686-3690
高島町身体障がい者福祉協会 電話 52-0653

子育て支援事業

○子育て世代包括支援センター

げんき館に設置された妊娠・出産・子育てに関するワンストップサービス拠点であり、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みや不安を解消し、安心して楽しみながら子育てができるよう、母子保健コーディネーター（保健師、助産師）が妊産婦やその家族に対し切れ目のない支援を提供します。

【問い合わせ先】

健康長寿課健康増進係（げんき館内） 電話52-5045
子育て世代包括支援センター（げんき館内）電話52-1308

○屋内遊戯場「もっくる」

季節や天候を気にすることなく遊ぶことができる、町産材をふんだんに使用した木育施設です。

子どものための遊びの場と子どもや保護者同士の交流の場であり、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターを備えています。

対 象：小学生までの子どもとその保護者（同伴者に限る）

開 館 時 間：午前9：30～午後6：00（状況によっては時間短縮あり）

休 館 日：毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）年末年始

利 用 料：無料

【問い合わせ先】 屋内遊戯場「もっくる」 電話49-7588

○子育て支援センター

保育士がスタッフとして子育てを応援します。

◇育児相談

電話相談、来所相談等、保育士が対応します。

◇みんなのひろば（月1回）

からだを動かしたり、製作などをします。

◇お誕生会（月1回）

お誕生月のお友だちをみんなでお祝いします。

◇育児講座（月1回）

子育て講演会や託児つきの講座などがあります。

◇健康相談（月1回）

希望者の身長・体重測定

保健師、言語聴覚士の相談

◇エコ服の日（月1回、2日間）

【問い合わせ先】 子育て支援センター(もっくる内) 電話 49-7586

○ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を行いたい人、育児の援助を受けたい人がお互い会員になり、助け合う子育て支援機関です。

☆こんなときにご利用ください

- ・買い物や病院・美容院・その他急な用事で子どもを連れていけない時。
- ・いろいろな都合で保育園や幼稚園、学校へ迎えにいけない時。
- ・各種イベント開催に伴う託児。

☆登録条件

- ・0歳～小学校6年生までの子どもをお持ちの方

☆利用料金

料金は、利用会員が協力会員に直接支払います。



月曜日～土曜日の午前8時～午後7時		左記以外(早朝・深夜・日曜・祝日) 子どもが軽い病気の時	
3歳以上	600円(1時間当たり)	3歳以上	700円(1時間当たり)
0歳～2歳児	700円(1時間当たり)	0歳～2歳児	800円(1時間当たり)

※食事・おやつ代は別途

※集団託児は別料金になります。

【問い合わせ先】

高島町ファミリー・サポート・センター (NPO 法人すぷうん委託)

電話 40-1898 (もっくる内)

○一時預かり事業

一時預かりとは、保護者等のパート就労や通院、急な都合で一時的に保育が必要となった際に利用できる制度です。町内の保育施設等で行っておりますので、利用を希望される場合は、直接希望の施設にお申し込みください。

※施設での事前登録が必要です。

☆一時預かりの内容・料金体系

利用形態	利用限度	対象児童	料金※
保護者の就労等により、家庭での保育が継続的に困難になる場合	概ね 週3日程度	保育園、認定こども園等に在籍していない未就学児童	○4時間以内 1,200円/日
保護者の疾病等、緊急・一時的な場合	概ね 月14日程度		○8時間以内 2,400円/日 ○8時間超

リフレッシュ等	概ね 週2日程度		3,000円/日
---------	-------------	--	----------

※あいく幼児園の一時預かりは園で定める料金になります。

◇利用可能な保育時間や持ち物などは、各施設により異なりますので申請時に直接お問い合わせください。行事等により、一時預かりをご利用いただけない場合があります。

○子育て短期支援事業

保護者が疾病などの理由で一時的に児童を養育することが困難となった場合などに、施設において一定期間お預かりします。

対 象 児：生後6か月以上満16歳未満の児童

期 間：1回につき7日以内

預 かり 先：ファミリーホーム「あじさい」

利用料金：

利用者負担区分	0～2歳	2歳以上
生活保護世帯	0円	0円
町民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,500円	3,000円

【問い合わせ先】 福祉こども課子育て支援係 電話 52-1302

○子どもの未来応援事業：サード（学びと交流の場）

子どもの学習と学力の定着応援、そして生活習慣や人との関わり方を学ぶ場です。地域の人々が応援しています。

場所	みんなの茶の間「のんびり」 町中央公民館	糠野目生涯学習館
対象者	ひとり親家庭などの小中学生	
活動日	毎週日曜日	
時 間	午前10時～正午まで	午後2時～4時まで
持ち物	学習道具・水筒	
参加費	無料	
送 迎	保護者送迎。但し送迎が常時確保できない家庭の児童にデマンドタクシー利用料の減免あり	

【問い合わせ先】 福祉こども課こども若者支援係 電話 52-2864



母子・父子・児童の福祉 ～児童福祉施設～

○保育園 (就労等で、家庭でお子さんを保育できないときにご利用いただけます。)

施設名	所在地	定員	保育時間	特記事項
私立	やしろ保育園 電話52-0093	高島町大字深沼 2211-2 100人	保育時間：平日・土曜/ 7時15分～18時15分 ※バス利用者は運行時間によります。 最大延長：18時30分まで	・乳児(産休明けから)保育可能 ・3歳児以上バス送迎あり(別途費用あり) ・一時預かり可能(別途費用あり) ・自園完全給食
	つくし保育園 電話57-3213	高島町大字上平 柳1977-1 70人	保育時間：平日・土曜/ 7時15分～18時15分 最大延長：18時30分まで	・生後2か月から保育可能 ・一時預かり可能(別途費用あり) ・自園完全給食 ※乳児園

○認定こども園

施設名	所在地	定員	保育時間	特記事項
私立	たかはたこども園 電話52-0035	高島町大字高島 1077-1 300人	保育認定幼児(保育希望)…定員276人 平日・土曜/ 7時15分～18時15分 最大延長：19時15分まで	・3歳児以上バス利用可能(別途費用あり) ・生後2か月から保育可能 ・一時預かり可能(別途費用あり) ・自園完全給食
			教育のみの児童(幼稚園分)…定員24人 平日/9時～15時 土曜/9時～11時30分	・満3歳から ・バス送迎あり(別途費用あり) ・自園完全給食
	にじいろこども園 電話52-2322	高島町大字二井宿 2802-1 20人	保育認定幼児(保育希望)…定員10人 平日・土曜/ 7時15分～18時15分 バス利用者は運行時間によります。 最大延長：18時30分まで	・バス利用可能(別途費用あり) ・一時預かり可能(別途費用あり) ・自園完全給食
			教育のみの児童(幼稚園分)…定員10人 平日/9時～15時	・生後2ヶ月から保育可能
	なかよしこども園 電話52-0589	高島町大字亀岡 2920-1 110人	保育認定幼児(保育希望)…定員100人 平日・土曜/ 7時15分～18時15分 最大延長：19時15分まで	・3歳児以上バス利用可能(別途費用あり) ・生後2か月から保育可能 ・一時預かり可能(別途費用あり)
			教育のみの児童(幼稚園分)…定員10人 平日/9時～15時	・自園完全給食

私 立	なごみこども園 電話56-2110	高島町大字元和 田元北和田11 2	100 人	保育認定幼児(保育希望)…定員90人 平日・土曜/ 7時15分～18時15分 最大延長：19時まで	・3歳児以上バス利用可能(別途費用あり) ・生後2か月から保育可能 ・一時預かり可能(別途費用あり)
				教育のみの児童(幼稚園分)…定員10人 平日/9時～15時	・自園完全給食
	まつかわ幼稚園 電話57-3216	高島町大字福沢 613	160 人	保育認定幼児(保育希望)…定員120人 平日・土曜/ 7時15分～18時15分 最大延長：18時30分まで	・3歳児から ・バス利用可能 ・一時預かり可能(別途費用あり) ・自園完全給食
				教育のみの児童(幼稚園分)…定員40人 平日/8時30分～14時30分	・満3歳から ・バス送迎あり(別途費用あり) ・自園完全給食

○届出保育施設 (直接申込みになります。)

私 立	あいいく幼児園 電話56-2544	高島町大字馬頭 1015	50人	保育時間：平日・土曜/ 7時15分～18時45分 最大延長：7時～20時45分	・乳児(6ヶ月から)保育可能 ・バス送迎あり(別途費用あり) ・自園完全給食
--------	----------------------	-----------------	-----	---	--

○放課後児童クラブ

お子さんが小学校に通っていて、放課後留守家庭となる場合、次の地区で放課後児童クラブが開設されております。4月からの入所を希望される場合は、その前年の11月頃の一斉申込期間中に各児童クラブにお申し込みください。(糠野目地区以外)糠野目地区の児童クラブは町福祉こども課へお申し込みください。

地区名	学童保育所名	電話番号
高島地区	ちびっこ	52-0773
〃	あおたけ	52-1979
屋代地区	クレヨンクラブ	52-4085
亀岡地区	あおぞら	51-1118
和田地区	げんきクラブ	56-3030
糠野目地区	みんなのクラブ	57-3390
〃	遊学舎「子どもの村」	57-4811

※二井宿小学校のお子さんが児童クラブを利用する際は、高島地区の児童クラブをご利用ください。(小学校から児童クラブまでデマンド交通利用(無料))

【問い合わせ先】 福祉こども課子育て支援係 電話 52-1302

母子・父子・児童の福祉 ～経済支援～

○高等職業訓練促進給付金

資格取得のために養成機関で1年以上修業する場合、生活費支援として県が支給します。月額70,500円、または100,000円（住民税課税状況により）

対 象 者：・児童扶養手当の支給を受けている方、同等の所得水準にある方
・資格取得のため養成機関で1年以上修業する方

【問い合わせ先】 福祉子ども課子ども若者支援係 電話 52-2864

○ひとり親家庭生活応援給付金・住まい応援給付金・通学応援給付金

高等職業訓練促進給付金の支給を受けて修業する方の生活費を町が上乗せして支給します。

- ・生活費として・・・月額50,000円
- ・民営借家の賃借料の補助として・・・月額最大20,000円
- ・自宅から養成学校まで30km以上ある場合の通学費用として・・・月額最大20,000円

※県社会福祉協議会では、入学準備金（50万円）、就職準備金（20万円）の貸付をします。（県内で取得した資格が必要な業務に5年以上従事した場合は返還免除）

対 象 者：・児童扶養手当の支給を受けている方、同等の所得水準にある方
・資格取得のため養成機関で1年以上修業する方

【問い合わせ先】 福祉子ども課子ども若者支援係 電話 52-2864

○母子父子寡婦福祉資金

母子家庭の母、父子家庭の父並びに寡婦の方、扶養する児童、子に対して自立のための資金を無利子または低利でお貸しします。

各 種 資 金：就学資金・就学支度資金・技能習得資金・修業資金・就職支度資金など

【問い合わせ先】 福祉子ども課子ども若者支援係 電話 52-2864



○児童手当

中学校3年生までの児童を養育している方に支給されます。

対 象 者：中学校修了前の児童を養育している方。所得制限があります。

支 給 額：月額①所得制限額未満の方

3歳未満 15,000円

3歳以上小学校終了前(第1子・第2子) 10,000円

3歳以上小学校終了前(第3子以降) 15,000円

中学生 10,000円

②所得制限額以上の方

特例給付 5,000円

支 給 月：毎年2, 6, 10月

【問い合わせ先】 福祉こども課こども若者支援係 電話 52-2864

○児童扶養手当

父母の離婚などで児童を養育している一人親などに、児童が18歳に達した年度末まで手当を支給します。ただし、所得制限があります。

支 給 額：月 額 児童1人の場合

	令和3年4月～
全部支給	43,160円
一部支給	43,150円～10,180円

※2人目は10,190円加算、3人目以上は6,110円加算

※所得が一定額以上ある場合等は、手当の一部又は全部が支給されない場合があります。

支 給 月：5, 7, 9, 11, 1, 3月 (年6回)

【問い合わせ先】 福祉こども課こども若者支援係 電話 52-2864

○特別児童扶養手当

20歳未満の在宅障がい児がいる場合に手当を支給します。

対 象 者：心身に障がいのある20歳未満の児童を介護し、養育している父母又は養育者に支給します。所得制限があります。

支 給 額：月 額

	令和3年4月～
1級	52,200円
2級	34,770円

支 給 月：4, 8, 11月

【問い合わせ先】 福祉こども課こども若者支援係 電話 52-2864

○子育て支援医療(㊦医療制度)

0歳児から18歳までの医療費が無料となる制度です。

【問い合わせ先】 町民課医療給付係 電話 52-1327

○ひとり親家庭等医療(㊧医療制度)

18歳以下の児童がいるひとり親家庭の方や、父母のいない児童に対して医療費の自己負担分を軽減する制度です。ただし、お子さんを扶養している方に所得税が課せられていないこと等の制限があります。

【問い合わせ先】 町民課医療給付係 電話 52-1327



あなたの身近な相談員の皆さん

○民生委員：住民の立場に立った相談、支援を行っています。また、関係児童委員機関との連携をとりながら、さまざまな福祉サービスを利用していただけるよう、情報提供等を行っています。

【問い合わせ先】 福祉こども課地域福祉係 電話 52-3564

<高島地区担当>

集落名	氏名	電話番号
大町一	金子京子	52-2345
大町二・横町	井田操子	52-0630
大町三	阿部八重子	52-2187
桜木町・幸町一・二	直江博美	52-4575
幸町三	武田浩司	52-2683
北目	菅原徳幸	52-3637
荒町一・二	加藤美恵子	52-1476
元町三・元町	高梨健一	52-2921
旭町	菅野美和子	52-3860
御入水	日詰徳雄	52-2766
青葉町・緑町	木村達彦	52-0882
安久津一・二	土屋恒美	52-1595
鳥居町	大河原清雄	52-2681
駄子町・蛭沢・入蛭沢	森谷博子	52-3654
弥生町(1~12、99組)	高橋和義	52-2258
弥生町(13~33、99組)	小梁川三枝子	52-4153
小郡山・高安	土屋英子	52-2580
泉岡	高橋正明	52-3925
塩森・飯森	渡部一博	52-1895
金原湯在家・熊の前・新田	木村賢治	52-0330

<二井宿地区担当>

集落名	氏名	電話番号
上駄子町・弁天前	佐々木一	52-0975
上宿	宇佐美光美	52-1025
下宿・田沢	齋藤富美子	52-0930
筋	島津美和子	52-2994
中	齋藤好太郎	52-1018
入	市川喜栄子	52-3437

<屋代地区担当>

集落名	氏 名	電話番号
時沢・野手倉	嶋 津 一	5 2 - 1 3 9 4
日向・大笹生・細越・山越	井 上 泰 男	5 2 - 4 5 3 2
根岸	石 山 久 男	5 2 - 1 1 9 3
竹上・竹中・竹下・竹向	酒 井 啓 子	5 2 - 2 3 4 7
深上・西館・中組・砂押	柴 田 昇	5 2 - 0 4 7 2
大新・中才	加 藤 富士子	5 2 - 2 2 6 6
東本町・西本町・川沼	小 関 健 二	5 2 - 2 7 8 4
館の内・糶町・山崎・柏木目	近 野 俊 信	5 2 - 0 8 8 5
三条目	御 田 伸 一	5 2 - 0 8 1 7
相森	後 藤 功 一	5 2 - 3 6 1 7

<亀岡地区担当>

集落名	氏 名	電話番号
亀岡一・二・三・文殊ヶ丘	山 木 恵 子	5 2 - 1 9 1 5
亀岡四・入生田北	渡 部 久 一	5 7 - 2 2 8 4
入生田南	近 野 久美子	5 7 - 2 9 4 5
入生田西	近 野 八重子	5 7 - 2 8 8 0
露藤上・中・下	近 野 恭 博	5 7 - 3 7 0 8
中島南・北	安孫子 久	5 6 - 2 5 6 5
船橋	川 村 千鶴子	5 7 - 2 6 1 8

<和田地区担当>

集落名	氏 名	電話番号
上和田一・二・三	中 川 正 子	5 6 - 2 3 7 9
両組	鈴 木 和 夫	5 6 - 2 0 5 4
川北上・下	渡 部 信 子	5 6 - 2 1 3 6
海上小倉・立石	武 田 恵 吉	5 6 - 2 3 6 7
中和田東部・西部	平 京 子	5 6 - 2 6 7 8
元和田北・西	二 瓶 ひろみ	5 6 - 2 4 5 7
下和田1・2・下和田南(1, 2組)	皆 川 美知子	5 6 - 2 2 1 0
下和田北・下和田南(3, 4組)	濱 田 和 弘	5 6 - 2 9 3 9
馬頭東・西	渡 部 昭 二	5 6 - 2 0 6 8
佐沢上・佐沢下・南佐沢	富士川 麗 子	5 6 - 2 2 8 7

<糠野目地区担当>

集落名	氏名	電話番号
三軒屋・上町	木村 忠広	57-2245
家中・仲町・宮町	落合 雅幸	57-3228
下町(1~8, 14, 15, 23組)	山口 伸治	57-2312
下町(9~13, 16~22, 24, 25, 99組)	金子 光子	57-4473
上平柳・共栄	吉田 健一	57-3777
小其塚・蛇口	小関 泰一	57-2095
沢口(1~10, 25, 26, 99組)	近野 こみち	57-2278
沢口(11~24組)	富樫 信宏	57-3852
駅前	佐藤 敏朗	57-4562
元山崎・駅東	伊藤 良則	57-3760
本町	斎藤 一夫	57-4328
西町	稲村 友子	57-3030
津久茂・夏刈	竹田 久恭	57-2307
中瀬・石岡	竹田 眞知子	57-3281
上山崎・若葉平・前山駅東団地	鈴木 宮夫	57-3357

○主任児童委員：子どもたちや子育て家庭が、地域においていきいきと生活できるように、子どもや子育てに関する相談、支援を行っています。また、学校をはじめとする関係機関と協力し、子どもたちの健全育成のため、活動しています。

担当地区	委員名	電話
高島・二井宿	菅野 千鶴子	52-0963
屋代・糠野目	高橋 律子	52-0740
亀岡・和田	平間 潤子	57-4148

【問い合わせ先】 福祉こども課地域福祉係 電話 52-3564

○老人福祉相談員：高齢者世帯や一人暮らし高齢者の方々を訪問します。悩み事や日常生活に関することなど、お気軽にご相談ください。

担当地区	委員名	電話
高島	山口 昌平	52-0361
二井宿・高島一部	中川 広幸	52-0849
屋代	高橋 忠昭	52-1537
亀岡・和田一部	古山 安雄	52-3894
和田	星 憲三	56-2654
糠野目	後藤 敏郎	57-5977

【問い合わせ先】 健康長寿課高齢者支援係 電話 52-4478

○障害者相談員：身体障がい者及び知的障がい者の更生援護に関し、本人又は保護者などからの相談に応じ必要な指導、助言を行います。

【身体障害者相談員】

嶋 倉 秀 代 電話 5 2 - 3 5 2 7

山 木 友 子 電話 5 2 - 2 3 2 1

斎 藤 洋 子 電話 5 7 - 4 3 2 8

寺 田 博 之 電話 5 7 - 3 8 4 2

【知的障害者相談員】

大 地 久 子 電話 5 7 - 3 5 2 3

【問い合わせ先】 福祉こども課障がい者福祉係 電話 5 2 - 4 4 7 3



高畠町福祉マップ

(令和3年4月1日現在)

高畠町福祉こども課

【高畠町】

老人福祉施設を除く世帯数	7,529 世帯
// 人口	22,487 人
// 65歳以上人口	7,453 人(33.1%)
// 70歳以上人口	5,581 人(24.8%)
// 75歳以上人口	3,703 人(16.5%)
ねたきり高齢者	233(3.1%)
認知症高齢者数	411(5.5%)
ひとり暮らし高齢者世帯	792(10.5%)
高齡夫婦世帯	739(9.8%)
18歳未満(児童)人口	3,380(14.9%)
生活保護世帯	126
身体障がい者	962
知的障がい者	142
民生児童委員	68(113.8 世帯)
主任児童委員	3(—)
老人福祉相談員	6(—)
身体障がい者相談員	4(—)
知的障がい者相談員	1(—)
参考	-----
総世帯数	7,740 世帯
総人口	22,698 人
65歳以上	7,664 人(33.8%)
70歳以上	5,787 人(25.5%)
75歳以上	3,900 人(17.2%)

①高畠地区

世帯数	2,335(31.0%)
人口	6,757(30.1%)
65歳以上人口	2,214(32.8%)
ねたきり高齢者	72(3.3%)
認知症高齢者	100(4.5%)
ひとり暮らし高齢者世帯	282(12.1%)
高齡夫婦世帯	230(9.9%)
18歳未満(児童)人口	944(13.7%)
民生児童委員	20(123.6 世帯)
はとみね荘入所者	61(—)
たかはた荘入所者	76(—)

④亀岡地区

世帯数	576(7.7%)
人口	1,892(8.4%)
65歳以上人口	692(36.6%)
ねたきり高齢者	17(2.5%)
認知症高齢者	42(6.1%)
ひとり暮らし高齢者世帯	46(8.0%)
高齡夫婦世帯	62(10.8%)
18歳未満(児童)人口	268(14.2%)
民生児童委員	7(82.3 世帯)

②二井宿地区

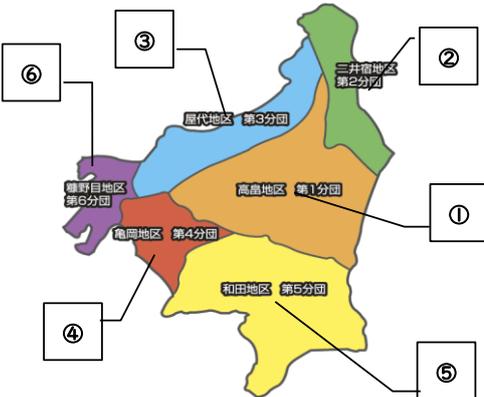
世帯数	281(3.7%)
人口	851(3.8%)
65歳以上人口	375(44.7%)
ねたきり高齢者	13(3.5%)
認知症高齢者	24(6.4%)
ひとり暮らし高齢者世帯	39(13.9%)
高齡夫婦世帯	48(17.1%)
18歳未満(児童)人口	158(18.6%)
民生児童委員	6(46.8 世帯)

⑤和田地区

世帯数	892(11.9%)
人口	2,850(12.7%)
65歳以上人口	1,091(38.3%)
ねたきり高齢者	43(3.9%)
認知症高齢者	57(5.2%)
ひとり暮らし高齢者世帯	119(13.3%)
高齡夫婦世帯	93(10.4%)
18歳未満(児童)人口	374(13.1%)
民生児童委員	10(89.2 世帯)

参考

総世帯数	7,740 世帯
総人口	22,698 人
65歳以上	7,664 人(33.8%)
70歳以上	5,787 人(25.5%)
75歳以上	3,900 人(17.2%)



③屋代地区

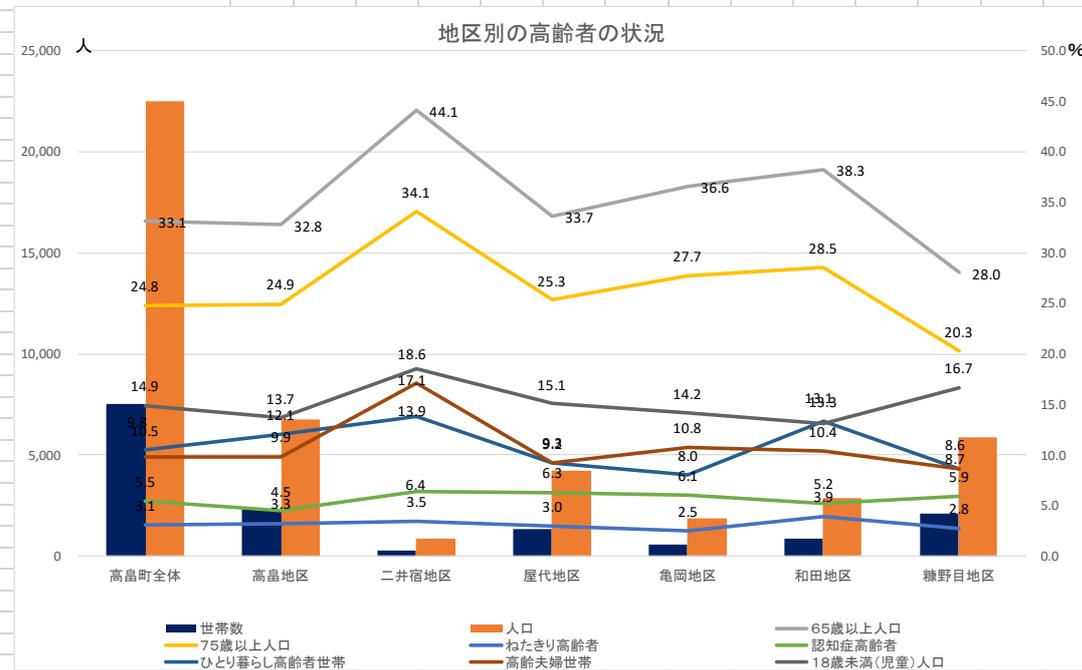
世帯数	1,347(17.9%)
人口	4,234(18.8%)
65歳以上人口	1,426(33.7%)
ねたきり高齢者	42(3.0%)
認知症高齢者	90(6.3%)
ひとり暮らし高齢者世帯	124(9.2%)
高齡夫婦世帯	125(9.3%)
18歳未満(児童)人口	638(15.1%)
民生児童委員	10(134.7 世帯)

⑥糠野目地区

世帯数	2,098(27.9%)
人口	5,903(26.3%)
65歳以上人口	1,655(28.0%)
ねたきり高齢者	46(2.8%)
認知症高齢者	98(5.9%)
ひとり暮らし高齢者世帯	182(8.7%)
高齡夫婦世帯	181(8.6%)
18歳未満(児童)人口	998(16.7%)
民生児童委員	15(144.8 世帯)
まほろば荘入所者	74(—)

- ① 各地区の世帯数・人口の%は町全体(町特老入所者を除き外国人を含む)に占める当該地区の割合
- ② 各地区のねたきり高齢者・認知症高齢者の%は、当該地区の65歳以上人口の割合
- ③ 民生児童委員の%は、当該地区の平均担当世帯数
- ④ 上記①～③以外の%は、当該地区の世帯数又は人口に占める割合
- ⑤ ねたきり高齢者とは日常生活自立度がB又はCランクの者で、施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・医療保険適用療養病床)入所者を除く
- ⑥ 認知症高齢者は、要介護認定調査で認知症自立度Ⅱ以上の者。介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・医療保険適用療養病床)入所者とねたきり高齢者は含まない
- ⑦ 高齡者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。
- ⑧ 小数第2位四捨五入
- ⑨ 身体障害者、知的障害者数は住所地特例(町外に住むが町で手帳発行)の方を含まない人数

高島町福祉マップ(令和3年4月1日現在)														
項目	高島町全体		高島地区		二井宿地区		屋代地区		亀岡地区		和田地区		糠野目地区	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
世帯数	7,740	100.0	2,472	31.9	281	3.6	1,347	17.4	576	7.4	892	11.5	2,172	28.1
人口	22,698	100.0	6,894	30.4	851	3.8	4,234	18.7	1,892	8.3	2,850	12.6	5,977	26.3
・65歳以上人口	7,664	33.8	2,351	34.1	375	44.1	1,426	33.7	692	36.6	1,091	38.3	1,729	28.9
・70歳以上人口	5,787	25.5	1,818	26.4	290	34.1	1,072	25.3	524	27.7	813	28.5	1,270	21.3
・75歳以上人口	3,900	17.2	1,258	18.3	234	27.5	702	16.6	325	17.2	518	18.2	863	14.4
世帯数(老人福祉施設を除く)	7,529	100.0	2,335	31.0	281	3.7	1,347	17.9	576	7.7	892	11.9	2,098	27.9
人口(老人福祉施設を除く)	22,487	100.0	6,757	30.1	851	3.8	4,234	18.8	1,892	8.4	2,850	12.7	5,903	26.3
・65歳以上人口(老人福祉施設を除く)	7,453	33.1	2,214	32.8	375	44.1	1,426	33.7	692	36.6	1,091	38.3	1,655	28.0
・70歳以上人口(老人福祉施設を除く)	5,581	24.8	1,685	24.9	290	34.1	1,072	25.3	524	27.7	813	28.5	1,197	20.3
・75歳以上人口(老人福祉施設を除く)	3,703	16.5	1,130	16.7	234	27.5	702	16.6	325	17.2	518	18.2	794	13.5
ねたきり高齢者	233	3.1	72	3.3	13	3.5	42	3.0	17	2.5	43	3.9	46	2.8
認知症高齢者	411	5.5	100	4.5	24	6.4	90	6.3	42	6.1	57	5.2	98	5.9
ひとり暮らし高齢者世帯	792	10.5	282	12.1	39	13.9	124	9.2	46	8.0	119	13.3	182	8.7
高齢夫婦世帯	739	9.8	230	9.9	48	17.1	125	9.3	62	10.8	93	10.4	181	8.6
18歳未満(児童)人口	3,380	14.9	944	13.7	158	18.6	638	15.1	268	14.2	374	13.1	998	16.7
民生児童委員	68	113.8	20	116.8	6	46.8	10	134.7	7	82.3	10	89.2	15	139.9
生活保護世帯	126													
身体障がい者	962													
知的障がい者	142													
主任児童委員	3													
老人福祉相談員	6													
身体障がい者相談員	4													
知的障がい者相談員	1													



【補足説明】

- ① 各地区の世帯数・人口の%は町全体(町特老人入所者を除き、外国人を含める)に占める当該地区の割合
- ② 各地区のねたきり高齢者・認知症高齢者の%は、当該地区の65歳以上人口の割合
- ③ 民生児童委員の%は、当該地区の平均担当世帯数(町特老人入所世帯を除く)
- ④ 上記①～③以外の%は、当該地区の世帯数又は人口に占める割合
- ⑤ ねたきり高齢者とは日常生活自立度がB又はCランクの者で、施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・医療保険適用療養病床)入所者を除く
- ⑥ 認知症高齢者は、要介護認定調査で認知症自立度Ⅱ以上の者。介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・医療保険適用療養病床)入所者とねたきり高齢者は含まない
- ⑦ 高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯
- ⑧ 高島、糠野目地区の世帯数及び人口は、町内特別養護老人ホーム(まほろば荘・はとみね荘・たかはた荘)の入所者を除いた数
- ⑨ グラフは、小数第2位四捨五入 全て老人福祉施設入所者を除く
- ⑩ 身体障害者、知的障害者数は住所特例(町外に住むが町で手帳発行)の方は含まない人数
- ⑪ ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯は施設入所者を除く方

令和3年度高島町児童マップ

高島町福祉こども課 子育て支援係

(令和3年4月1日現在)

◇ 高島町基本データ

総人口	22,698人
世帯数	7,740世帯
【就学前児童数】	857人 (3.78%)
【入所児童数】	727人 (84.83%)
【未入所児童数】	130人 (15.17%)
就学前児童数の年齢別内訳	
【年齢】	【児童数】 【入所児童数】 【自宅等児童数】 【入所率】
0才	122人 40人 82人 33%
1才	106人 82人 24人 77%
2才	137人 118人 19人 86%
3才	164人 160人 4人 98%
4才	153人 152人 1人 99%
5才	175人 175人 0人 100%
合計	857人 727人 130人 85%

屋代地区

【地区の人口】	4,234人
【地区内児童施設】	1ヶ所
【就学前児童数】	169人
【地区内施設入所】	83人 55%
【地区外施設入所】	68人 45%
【未入所児童数】	18人
【年齢毎人口及び入所内訳】	
【児童数】	【保育園・幼稚園等】 【自宅他】 【入所率】
・0歳	18人 (9人) 9 50%
・1歳	22人 (18人) 4 82%
・2歳	27人 (24人) 3 89%
・3歳	32人 (30人) 2 94%
・4歳	34人 (34人) 0 100%
・5歳	36人 (36人) 0 100%

糠野目地区

【地区の人口】	5,903人
【地区内児童施設】	2ヶ所
【就学前児童数】	270人
【地区内施設入所】	166人 73%
【地区外施設入所】	60人 27%
【未入所児童数】	44人
【年齢毎人口及び入所内訳】	
【児童数】	【保育園・幼稚園等】 【自宅他】 【入所率】
・0歳	41人 (12人) 29 29%
・1歳	31人 (22人) 9 71%
・2歳	34人 (29人) 5 85%
・3歳	59人 (58人) 1 98%
・4歳	48人 (48人) 0 100%
・5歳	57人 (57人) 0 100%

◇ 児童施設(町内児童の入所者数)

(1) 保育所				
・つくし保育園	【定員 70 : 入所 54 入所率 77%】			
・やしろ保育園	【定員 100 : 入所 98 入所率 98%】			
・町外保育園	【定員 - : 入所 10 入所率 -】			
(2) 幼稚園・小規模保育所				
・町外幼稚園等	【定員 - : 入所 3 入所率 -】			
(3) 認定こども園				
・たかはたこども園	【定員 300 : 入所 221 入所率 74%】			
・にじいろこども園	【定員 20 : 入所 7 入所率 35%】			
・まつかわ幼稚園	【定員 160 : 入所 136 入所率 85%】			
・なごみこども園	【定員 100 : 入所 79 入所率 79%】			
・なかよしこども園	【定員 110 : 入所 91 入所率 83%】			
・町外認定こども園	【定員 - : 入所 15 入所率 -】			
(4) 届出保育施設				
・あいこ幼稚園	【定員 50 : 入所 6 入所率 12%】			
・町外届出保育所等	【定員 - : 入所 7 入所率 -】			

二井倉地区

【地区の人口】	851人
【地区内児童施設】	1ヶ所
【就学前児童数】	18人
【地区内施設入所】	5人 36%
【地区外施設入所】	9人 64%
【未入所児童数】	4人
【年齢毎人口及び入所内訳】	
【児童数】	【保育園・幼稚園等】 【自宅他】 【入所率】
・0歳	4人 (0人) 4 0%
・1歳	1人 (1人) 0 100%
・2歳	1人 (1人) 0 100%
・3歳	3人 (3人) 0 100%
・4歳	3人 (3人) 0 100%
・5歳	6人 (6人) 0 100%

高島地区

【地区の人口】	6,757人
【地区内児童施設】	1ヶ所
【就学前児童数】	250人
【地区内施設入所】	170人 83%
【地区外施設入所】	35人 17%
【未入所児童数】	45人
【年齢毎人口及び入所内訳】	
【児童数】	【保育園・幼稚園等】 【自宅他】 【入所率】
・0歳	36人 (11人) 25 31%
・1歳	33人 (26人) 7 79%
・2歳	45人 (34人) 11 76%
・3歳	45人 (44人) 1 98%
・4歳	42人 (41人) 1 98%
・5歳	49人 (49人) 0 100%

亀岡地区

【地区の人口】	1,892人
【地区内児童施設】	1ヶ所
【就学前児童数】	58人
【地区内施設入所】	36人 69%
【地区外施設入所】	16人 31%
【未入所児童数】	6人
【年齢毎人口及び入所内訳】	
【児童数】	【保育園・幼稚園等】 【自宅他】 【入所率】
・0歳	9人 (4人) 5 44%
・1歳	7人 (6人) 1 86%
・2歳	15人 (15人) 0 100%
・3歳	8人 (8人) 0 100%
・4歳	8人 (8人) 0 100%
・5歳	11人 (11人) 0 100%

和田地区

【地区の人口】	2,850人
【地区内児童施設】	2ヶ所
【就学前児童数】	92人
【地区内施設入所】	65人 82%
【地区外施設入所】	14人 18%
【未入所児童数】	13人
【年齢毎人口及び入所内訳】	
【児童数】	【保育園・幼稚園等】 【自宅他】 【入所率】
・0歳	14人 (4人) 10 29%
・1歳	12人 (9人) 3 75%
・2歳	15人 (15人) 0 100%
・3歳	17人 (17人) 0 100%
・4歳	18人 (18人) 0 100%
・5歳	16人 (16人) 0 100%

その他

たかはた荘	
まほろば荘	
はとみね荘	211人



※児童マップは、令和3年4月1日時点の住民基本データ、保育園入所者データ、幼稚園等入所者データ等を基に作成しています。転出や施設の入退所等により変更がある場合もありますのでご了承ください。

令和3年度児童施設入所状況

	年齢	就学児童数	保育園										認定こども園										幼稚園		届出保育施設					合計	入所率					
			つくし保育園	やしろ保育園	川西町立小松保育所	宮内双葉保育園	塩井保育園	興道東部保育園	森の子園保育所	西部乳児園	美女木げんき保育園	まつかわ幼稚園	たかはたこども園	なかよしこども園	なごみこども園	にじいろこども園	小松幼稚園	かしのみ幼稚園	米沢中央幼稚園	戸塚山こども園	米沢西部こども園	九里幼稚園	普慈幼稚園	つばめ幼稚園	あいにく幼児園	キッズビーバル	保育室ほか	ちびっこ広場めんこ								
高島	0	36	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	30.6%
	1	33	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	26	78.8%		
	2	45	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	26	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	34	75.6%			
	3	45	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	34	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	44	97.8%			
	4	42	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	37	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	97.6%			
	5	49	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	43	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	49	100.0%			
	小計	250	1	8	0	0	0	0	0	0	1	0	5	170	6	4	2	0	0	0	2	1	0	0	1	1	1	1	1	1	205	82.0%				
二井宿	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%		
	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%			
	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%			
	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	100.0%			
	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	100.0%			
	5	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	100.0%			
	小計	18	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	77.8%			
屋代	0	18	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	50.0%				
	1	22	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	81.8%				
	2	27	3	13	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	88.9%				
	3	32	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	93.8%				
	4	34	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	100.0%				
	5	36	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	100.0%				
	小計	169	8	83	0	0	0	0	0	0	0	0	7	40	8	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	151	89.3%				
亀岡	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	44.4%					
	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	85.7%					
	2	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	15	100.0%					
	3	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	100.0%					
	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	100.0%					
	5	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	100.0%					
	小計	58	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	36	9	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	52	89.7%					
和田	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	28.6%					
	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	75.0%					
	2	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	100.0%					
	3	17	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	17	100.0%					
	4	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	13	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	18	100.0%						
	5	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	11	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	16	100.0%						
	小計	92	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9	62	0	0	1	0	2	0	1	0	0	3	0	0	0	79	85.9%						
糠野目	0	41	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	29.3%						
	1	31	13	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	71.0%						
	2	34	20	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	85.3%						
	3	59	0	1	0	0	0	0	1	0	0	42	1	8	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	58	98.3%						
	4	48	0	1	0	0	0	0	0	0	0	36	2	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	48	100.0%						
	5	57	0	0	0	1	0	0	0	0	0	45	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	100.0%						
	小計	270	43	3	1	3	0	0	1	1	1	123	7	32	1	0	2	0	1	2	0	0	1	0	2	0	0	2	226	83.7%						
合計	857	54	98	1	3	1	1	1	2	1	136	221	91	79	7	2	1	4	7	1	1	1	1	6	1	1	5	727	84.8%							

